

# 平成 31 年 宜野湾市教育委員会第 5 回会議録

教育長 知念春美

教育委員 石川正信

開催日時：平成 31 年 4 月 25 日 開会 13：30 閉会 16：00

開催場所：教育委員会会議室

出席委員：知念春美教育長、大城進教育長職務代理者、平良明子委員、  
石川正信委員、普天間みゆき委員

出席職員

【教育部】教育部長 比嘉透、教育部次長 真喜志若子

(総務課) 教育企画係長 禰覇由美子、教育企画係主事 新垣紗弓

総務係長 上原利紀

(生涯学習課) 課長 島袋喜美恵、文化スポーツ振興係 担当主査 宮城颯治

【指導部】指導部長 甲斐達二、指導部次長 川上一徳

(学務課) 助成係長 名幸仁

議事日程

議案第 12 号 宜野湾市スポーツ少年団県外等派遣に関する補助金交付要綱の一部  
を改正する告示について

議案第 13 号 公文書公開請求に対する公文書不開示決定処分に係る審査請求に対  
する裁決について

件 名 : 教育長職務代理者の指名について

報告事項

特になし

○知念春美 教育長 皆様こんにちは。本日の出席委員は4名で定足数を達しております。ただ今から、平成31年第5回宜野湾市教育委員会定例会を開会いたします。本委員会で審議します案件は、2件となっております。本日の会議録の署名人は、石川教育委員を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。続きまして、2月19日開催の第2回臨時教育委員会の会議録の承認を行います。会議録の署名委員は、普天間教育委員となっております。会議録につきましては、既に配布してございますが、字句の訂正を除き、承認していただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ただ今、第2回臨時教育委員会の会議録について、承認をいただきました。後ほど、普天間教育委員には署名をお願いいたします。それでは、審議に入ります前に教育長諸般の報告を行います。緑色の報告資料をお開き下さい。

---

#### <教育長諸般の報告>

4月1日(月)、「平成31年度 宜野湾市職員辞令交付式」を行いました。翌日2日(火)、「平成31年度 宜野湾市転入教職員等研修会」を行いました。働き方改革の一環かと思われませんが、今までは辞令交付式があったところを、1人1人の委嘱状交付はなし、ということで県の方針でそのようになっております。8日(月)、「宜野湾市立中学校入学式」に教育委員共々出席です。同日、県立普天間高校の入学式に列席しました。9日(火)、「宜野湾市立小学校入学式」に教育委員共々出席。翌日、10日(水)、「平成31年度中頭地区市町村教育委員会第1回定例会」、11日(木)、「平成31年度全国都市教育長協議会第1回理事会」で、東京都へ参加しました。12日(金)、「第1回宜野湾市行財政改革推進本部会議」に出席。15日(月)、「宜野湾市定例校長会」。翌日16日(火)、「平成31年度地域コーディネーター委嘱状交付式」がありました。普天間教育委員には引き続きコーディネーターでお世話になります。よろしくお願いいたします。17日(水)、宜野湾市の児童福祉週間にちなみまして、「こいのぼり掲揚式」に参加しました。同日、「平成31年度沖縄県市町村教育委員会連合会第1回理事会」で那覇市へ出席です。20日(土)、「2019ぎのわんトロピカルビーチ開き」に参加。同日、「第67回宜野湾市婦人連合会懇親会」で挨拶をしております。22日(月)、「第1回宜野湾市定例教頭会」、同日、「平成31年度宜野湾市教育情報化推進委員会辞令交付式」を行っております。24日(水)、「宜野湾市青少年健全育成協議会第45回定期総会」に参加。25日(木)本日、「第5回宜野湾市教育委員会定例教育委員会会議」となっております。以上が教育長諸般の報告といたします。休憩します。

---

○知念春美 教育長 再開します。日程1「議案第12号 宜野湾市スポーツ少年団県外等派遣に関する補助金交付要綱の一部を改正する告示について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○比嘉透 教育部長 議案書の1頁をお開き願いたいと存じます。

それでは、議案第12号「宜野湾市スポーツ少年団県外等派遣に関する補助金交付要綱の一部を改正する告示について」をご説明申し上げます。

議案第12号「宜野湾市スポーツ少年団県外等派遣に関する補助金交付要綱の一部を改正する告示について」

宜野湾市スポーツ少年団県外等派遣に関する補助金交付要綱の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成31年4月25日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念 春美。

提案理由でございますが、宜野湾市スポーツ少年団県外等派遣に関する補助金交付事務の効率化のため、補助対象経費の一部削除、派遣費補助金交付申請等手続きに係る期間の設定及びそれに伴う字句を修正する必要があることから、当該告示の一部を改正する必要があるためでございます。

では、改正点についてご説明いたします。議案書2頁をご覧ください。また、別添の黄色い表紙の「新旧対照表」を用いてご説明いたしますので1頁をお開きください。新旧対照表の左の欄が現行の規程、右の欄が改正後案となっております。

最初に、第3条の改正でございます。第3条では補助対象経費及び補助金の額を定めており、事務の効率化及び申請者の負担軽減のため、第6号の食糧費を削っております。

また、本補助金は、国庫補助金を活用しており、航空運賃から優先的に適用する必要があるため、新たに第3項を追加しております。補足説明になりますが、現行の規定では、航空運賃、宿泊費、交通費、食糧費を補助対象経費としておりますが、昨年度の申請状況から食糧費を除いた経費により、補助上限額に達することが多々ございました。このようなことから、算定されない経費における提出書類を減らすことが、申請者の負担軽減、さらには事務の効率化につながるため、第6号の食糧費を削ったというところでございます。

次に、第4条の改正でございます。第4条は補助金の交付申請について定めており、期日を設定することで円滑な補助金交付事務を行うため、「少年団が補助金の交付を受ける場合は、」の次に「対象となる試合又は大会の行われる前日から起算して7日前までに」を加えます。

続きまして、第6条の改正でございます。新旧対照表の2頁をお願いいたします。第6条は

実績報告書の提出について定めており、「補助金の交付」を「交付決定の通知」へ、「速やかに」を「14日以内に」へ字句の改めでございます。

次に、第7条の改正でございます。第7条は補助金の額の確定等について定めており、「交付決定」を「交付確定」への字句の改めでございます。本文の改正は以上となります。

続きまして、様式の改正についてご説明いたします。今回、改正予定の様式は様式第2号から様式第10号まででございます。様式改正の趣旨としまして、補助対象経費を削ったことによる項目欄の削除及び文書記号表記を現状に合わせるなど、派遣費補助金交付申請等業務を行う上で、必要な文言等の修正を行うための改正となっております。

まず、様式第2号の改正でございます。新旧対照表3頁をお開きください。様式第2号第4条関係の5、経費の表中、「食糧費」の項を削り、同表項目の欄中「1人当たり」の送り仮名を改めてまいります。

続きまして、4頁をお願いいたします。4頁の様式第3号から5頁の様式第5号の下線部分につきましては、文書記号表記を現状に合わせるなど、派遣費補助金交付申請等業務を行う上で、必要な字句改め等を行うための改正となっております。

次に、様式第6号の改正でございます。新旧対照表6頁をお開きください。様式第6号第6条関係収入の表、項目の項中、「収入済額」を「収入予定額」に改め、支出の表、項目の項中「不用額」を「比較増減」に改め、同表「食糧費」及び「その他」の項を削ります。

続きまして、新旧対照表の7頁から9頁にかけての、様式第7号から様式第10号の下線部分につきましては、文書記号表記を現状に合わせるなど、派遣費補助金交付申請等業務を行う上で、必要な字句の改め等を行うための改正となっております。

最後に、議案書に戻りまして、議案書の3頁をお願いいたします。附則においてこの告示は、公布の日から施行することを定めております。

以上、ご説明申し上げます、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。石川委員。

○石川正信 委員 第3条第6号 食料費の号を、先ほどの説明にあったように、事務の効率化の観点から第6号を削っていますが、実際には、県外派遣で、どうしても弁当代等、必要経費としてかかるのではないかと疑問に思いました。食糧費を計上しないことで、それが不利になる状況はありませんか。

○知念春美 教育長 島袋生涯学習課長。

○島袋喜美恵 生涯学習課長 今までの規程では、航空運賃費から宿泊費、あと航空運賃を除く電車代等の交通費、それから食料費の4項目を補助対象経費として計上していました。しかし、補助事務をする中で、補助額の大方は、航空運賃と宿泊費で、すでに補助額の上限を超えてしまうという状況でした。ちなみに補助支給上限額は4万円です。その4万円を越えているにもかかわらず、その他の食料費等の細かい領収書を求めることで、申請書の不備が多くなり、申請の交付決定もしくは確定までに、時間を要する等、事務に不都合がありました。また、補助対象経費とならない領収書を揃えるために、派遣をされる交付者の負担等も大きいのが現状です。ちなみに食料費を補助対象額として計上したとしても、その影響額は、平成29年度でいいますと、1%強の影響しかありません。それを考えると事務の効率化のためにも削減しても良いのではないかと、ということで提案をさせていただいているところでございます。

○知念春美 教育長 石川委員。

○石川正信 委員 デメリットがなければ、そこは今後の子どもたちの派遣の中で、個人に係る負担がないようなことが一番だと思っております。

では、また別の質問をさせていただきます。まずは新旧対照表1頁の第4条字句の追加のところですか。そこに、補助金の交付申請を、「対象となる試合又は大会の行われる前日から起算して7日前までに」と新たな字句が追加されましたけれども、この7日前という期間の根拠は何でしょうか。今までおそらく速やかにするものとしていたものを、このようにきちんと期日を決めたということは何か意味があるのかなと思いました。

○知念春美 教育長 島袋生涯学習課長。

○島袋喜美恵 生涯学習課長 現行の規程ではこの交付申請の期日を定めていませんでした。実は、私たちが把握していないところでの派遣について、後に補助金交付申請が出てきたということがあります。事前申請するということは、事務レベルでのご案内、説明の中で、通知はしていますが、それがなかなか行き渡らなくて、この要綱に記載していないことにより、事前申請の必要性を周知できなかった面も多少ございました。期日は明確に定めたほうが、申請者もこの期日までに、何をしなければいけないという整理ができてよろしいかと思っております。今回の改正で、明確に何日前までに、ということを決めていますが、それが過ぎたからすべて受け付けないとか、期日以降の申請を全て除外するとか、そういうことは考えておりません。事務局もできる限りの協力をしながらやっていこうと思っております。

○知念春美 教育長 その他にございますでしょうか。大城委員。

○大城進 委員 学校教育の部活動以外にも、主として地域の団体、スポーツ少年団に対しても、補助金を交付していることは、非常に良いことだと思っております。今回このように改正せざるを得なかったというのは、これまで事務を進める中で、課題があったということだと思います。この課題を一つ一つ捉えて、良い方向に、つまり時代に合ったようなかたちにもって

いくという、この方向性は良いことだと思っております。だがしかし、危惧されることは、期日を設け、具体的な数字を入れることによって、締め切りを7日とか14日とし、「速やかに」としていたところに、明確な期日を入れることによって、非常に不具合等があることも想定されますので、この辺りは周知徹底と、それとお互いの連絡体制により、運営が上手く運んでほしいと思います。以上です。

○知念春美 教育長 その他にございますでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより、「宜野湾市スポーツ少年団県外等派遣に関する補助金交付要綱の一部を改正する告示について」を採決いたします。本件は原案の通り、承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程1 議案第12号を終了いたします。休憩します。

---

○知念春美 教育長 再開します。続きまして、日程2「議案第13号 公文書公開請求に対する公文書不開示決定処分に係る審査請求に対する裁決について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長。

○甲斐達二 指導部長 議案書4頁をお開き下さい。当日配付資料、議案第13号に係る関係条例等資料をご準備下さい。

議案第13号 公文書公開請求に対する公文書不開示決定処分に係る審査請求に対する裁決について

公文書不開示決定処分に係る審査請求に対する裁決について、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第13号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成31年4月25日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございます。公文書公開請求に対する公文書不開示決定処分に係る審査請求について、宜野湾市情報公開及び個人情報保護に関する審査会の答申を受け、裁決を行う必要がある為でございます。

5頁をお開き下さい。裁決書案でございます。審査請求人が平成30年1月18日に提起した、処分庁による平成29年12月12日付け、公文書の開示請求における不開示決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決するものでございます。

主文。本件審査請求を棄却する。でございます。

初めに、事案の概要についてご説明申し上げます。

審査請求人が、平成 29 年 11 月 29 日付け、宜野湾市教育委員会に対し、宜野湾市情報公開条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、①宜野湾市長に委任した委任状等の起案書一式、②「各部署で協議した結果」の協議書等関連起案書一式、③「IT 推進室にまとめて届出を行うことで合意したもの」の、合意関係文書及び宜野湾市個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 5 号の許可条件を満たす理由書等の公文書の開示請求を行いました。

宜野湾市教育委員会は、本件開示請求に対し、平成 29 年 12 月 12 日付け、情報公開条例第 9 条第 2 項の規定に基づき、本件開示請求各文書を保有していないとして公文書不開示決定処分を行いました。

この処分について審査請求人は、本件処分を不服とし、平成 30 年 1 月 18 日付け、宜野湾市教育委員会に対し、審査請求を行ったものでございます。

6 頁をお開き下さい。続いて審査請求人、処分庁の主張でございます。

まず、審査請求人の主張でございます。市民の知る権利は、情報公開条例第 1 条によって保障されており、行政機関の文書主義及び実施機関が法令遵守責務を負っていることからすると、実施機関同士の間でのやりとりに文書が存在しないということは、社会通念上あり得ない。また、宜野湾市教育委員会文書取扱規程第 16 条等の規定からしても、開示請求各文書が存在しないということは、あり得ないという主張でございます。

これに対しまして、処分庁の主張でございます。宜野湾市においては、新基幹系情報システム導入時に、宜野湾市教育委員会を含む個人情報を取り扱う関係各部署が、情報参照確認書兼承認書をもって宜野湾市個人情報保護条例施行規則に定める手続きを行うとの協議及び合意をし、IT 推進室において、同施行規則第 5 条第 1 項に基づく個人情報目的外利用届出書の届出を一括して市長に提出しております。

このような経緯から、宜野湾市教育委員会においては独自に文書を作成しておらず、このため本件開示請求各文書は存在しない、というものでございます。

双方の主張を踏まえ、宜野湾市教育委員会が本件審査請求について、宜野湾市情報公開及び個人情報保護に関する審査会へ諮問しておりましたところ、処分庁が行った公文書の不存在による不開示決定について妥当とする答申を得ましたので、答申のとおり、審査請求人に対し本文のとおり本件審査請求を棄却する裁決を行うものであります。

また、審査請求人に対する、裁決の取り消しの訴え等の手続に関する教示について、議案書 7 頁、裁決書案末尾に記載のとおりでございます。以上、ご説明申し上げ、あとはご質疑にお答えしたいと存じます。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。大城委員。

○大城進 委員 いくつか質疑等がございますので、それを踏まえて、改めて判断したいと思います。

います。まず、3月27日、前回の平成31年第4回定例教育委員会会議で、「宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則」の一部改正を行いました。具体的な改正箇所は、いわゆる教育長への委任禁止事項である第2条第13号の、「訴訟及び意義の申し立て」だったところを、「審査請求」に一本化するため、字句の訂正を行いました。そのことを踏まえて、前回の改正は、本日の議題を見据えての改正だったのでしょうか。

○知念春美 教育長 教育部長。

○比嘉透 教育部長 そのとおりでございます。当時のままでは、行政不服審査法の改正がなされていて、教育委員会の法整備の整理がなっていなかったため、この状況では、この場で議案提出もできなかったために、従前に整理、整備をし、今回提案させていただいたということでございます。

○知念春美 教育長 大城委員。

○大城進 委員 1か月ほど前になりますが、前回の定例教育委員会会議の際に、何故あの時に今回の件を報告できなかったのか。どういうことかということ、あの時に報告を受けていたら、1か月前から本件に対してもう少し調査研究ができ、それなりの判断も持て、本日は安心して臨めたのではないかと思います。

○知念春美 教育長 今の件に関して、学務課係長。

○名幸仁 学務課助成係長 ご質問にお答えいたします。3月の定例教育委員会が開催された時点では、審査会の答申を踏まえての裁決書と、今回議案として提案させていただいた内容につきまして、まだ整理がされていなかったところがございます。当然、市長部局におかれましても、同様の裁決書を作成していたわけですけれども、先月の教育委員会が開催された時点では、まだ最終的な文面として整理できていなかったため、今回提案させて頂いたということでございます。

○知念春美 教育長 大城委員。

○大城進 委員 資料を見ると、3月18日にはもう答申が出されているわけですが、我々は、審査会が行われていることも知らなかったわけですね。前回の定例会は27日に行われています。私たち教育委員は委員として、教育委員会議案の決議に加わるわけですので、それなりの調査研究をして臨みたかったというのが率直な意見です。また最後に、この審査請求人から出されていることと、審査会からの答申の中で、審査請求人は、旧規程を持っていますね。本件について、文書が存在しないことはあり得ないと言っています。審査会からは、「なお、本件実施機関が独自に文書を作成しなかったことの当否は、本件審査請求の対象外である。」とありますが、改めてそのところはどうか。

○知念春美 教育長 教育部長。

○比嘉透 教育部長 大城委員のおっしゃるとおり、宜野湾市教育委員会文書取扱規程(平成

20年宜野湾市教育委員会訓令第4条)第16条に、「すべての事案の処理は文書によるものとし、起案用紙を用いなければならない。」とありますが、当時の事務手続きの流れから起案書一式を省略されたものとして教育委員会としても認識しているということです。つまりは、市長部局のIT推進室が持ち回りで、承認を得て、そこに当時の担当者が押印をしたという経緯があるものと推察して、こういった文書が教育委員会に存在していないということで、不開示とさせていただいたということでございます。

○知念春美 教育長 大城委員。

○大城進 委員 議案書7頁の教示に、請求者は、「処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宜野湾市を被告として裁決の取消しの訴えを提起することができる」とありますが、それを踏まえて、我々教育委員会は、文書取扱規程からすると瑕疵があったのですか。今一度、お聞きしたいです。

○知念春美 教育長 教育部長。

○比嘉透 教育部長 これまでの一連の流れが出てきまして、最終的に諮問というかたちで、本庁にございます弁護士等で構成されている宜野湾市情報公開及び個人情報保護に関する審査会から、7～8回の審査会を経て、答申や裁決書には、教育委員会に瑕疵があるという文言は、ひとつもございませんので、委員がおっしゃるような瑕疵はないというふうに理解しております。

○知念春美 教育長 大城委員。

○大城進 委員 最後に、これは要望ですが、できる限りやはり、市の教育委員ですので、それなりの見識をもってあたりたいですので、今回の議案も3日前に配布がありましたが、もっと余裕をもって1か月前とかに通知をして頂きたい。見識をもって会議に臨みたいので、特にこのような議案は3日では判断がしかねます。今後も想定されるのであれば、情報提供して頂いて、我々の判断に協力して頂ければ有難いと思っております。

○知念春美 教育長 教育部長。

○比嘉透 教育部長 大城委員のご提言につきましては、わたくしども事務をつかさどるものとして、今後も対応していきたいと思っております。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。それでは、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより「公文書公開請求に対する公文書不開示決定処分に係る審査請求に対する裁決について」を裁決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程 2 議案第 13 号を終了いたします。

---

○知念春美 教育長 それでは最後に、本日、平成 31 年度の新年度にあたりまして、新たに教育長職務代理者を、指名したいと思えます。指名の前に、教育長職務代理者制度について、事務局より説明をお願いします。よろしくお願いします。

○比嘉透 教育部長 教育長職務代理者制度についてご説明申し上げます。教育長職務代理に関する規程につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項におきまして、教育長に事故がある時、または教育長が欠けた時は、予め教育長が指名する教育委員がその職務を行うこととされております。

また教育長職務代理者の任期は、特に定められておりませんが、教育長が別の教育委員を新たに指名するまでが任期となります。本日、教育長より新たに教育長職務代理者が指名された場合は、その委員が教育長の職務を代理することになります。また、教育長職務代理者は非常勤の委員でございますので、常勤の教育長と同様に自ら事務局を指揮・監督して事務執行を行うことが困難である場合には、法律に基づき、その職務を事務局職員に委任することも可能とされております。以上が教育長職務代理者のご説明になります。

○知念春美 教育長 ただ今、教育部事務局よりご説明がありましたが、平成 30 年度の教育長職務代理者であります大城教育委員には、1 年間、教育長職務代理者として、教育委員会の運営にご尽力いただきました。本当に感謝申し上げます。規程はないのですが、宜野湾市の教育委員会では 1 年毎に職務代理者が代わっている、というような慣例があります。次の 31 年度、令和元年になりますけれども、私としては次の職務代理者は、新たな方を指名したいと思います。今年度は大城進委員に代わりまして石川正信委員を教育長職務代理として指名したいと思います。いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。お願いします。

○石川正信 委員 ただ今、知念教育長よりご指名いただきましたので、教育長職務代理者の職をお受けいたします。教育長職務代理者は事務局のトップとして、実際に事務全般を見なくてはなりません。非常勤である私が毎日、事務局の事務を指揮・監督することは現実的に難しいと思えます。大切な教育行政を 1 日たりとも停滞させることは許されません。従いまして、具体的な事務の執行の部分については、従前の教育長職務代行規則にならって、第 1 順位に教育部長、第 2 順位に指導部長、の順序により専決権を付与いたしますので、よろしくお願いいたします。

○知念春美 教育長 令和元年は、石川正信委員に教育長職務代理者をよろしくお願いいたします。ありがとうございます。以上で報告事項はすべて終了でございます。本日の会議はこれにて閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。